

4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和5年第1回始良市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議題は、報告1件、議案1件でございます。委員の皆様どうぞよろしく
お願い申し上げます。これ以降の議事進行につきましては、小倉教育長に
よろしく願いいたします。
- 教育長 委員の皆様には、ご家族お揃いで新しい年をお迎えのことと思います。
どうぞまたよろしく願いいたします。
それでは、会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の
会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。
日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆様、前回会議の議
事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。
次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様
から、何かご報告はございますでしょうか。
- 委員 おはようございます。12月12日、定例教育委員会の終了後に、令和4年度
始良市総合教育会議が行われ、出席いたしました。
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、国の推進する学校
施設の姿、学校バリアフリー化への取組や学校給食の課題、当面の取組につ
いて話し合われました。
始良市の学校施設の整備状況や校区別児童生徒数の推計、学校施設の長寿命
化、改修等に関する考え方と課題についての説明がありました。
始良市の学校バリアフリー化の取組について、国の財政支援を受けて令和7
年度までの計画について説明がありました。学校給食の課題と当面の取組に
ついて、新学校給食センター整備、給食費の物価高騰への対応、学校給食費
の公会計化についての説明がました。
12月18日、家庭教育フェスティバルがあり参加いたしました。オープニン
グで、あいら未来特使団の活動発表が行われました。屋久島登山や種子島宇
宙センターの見学など充実した活動について発表されました。自信に満ちた

子どもたちの発表する姿がとても印象的でした。

また教師学インストラクターの園元恭子先生による、「～言葉かけで親子関係をより豊かに温かいものに～「言葉を変えれば 世界が変わる」」と題しての講演がありました。ワークショップ型で会場がとても盛り上がりました。参加している方々により良い親子関係に役立つ講演会だったと思います。

1月8日に始良市二十歳の式典が行われ、出席させていただきました。オープニングで蒲生郷太鼓坊主の演奏があり、会が盛り上がりました。式が始まると静粛の中に行われました。外国籍の方の出席もありました。誓いの言葉をお二人の方が発表され、素晴らしかったです。とても素晴らしい二十歳の式典だったと思います。ありがとうございました。以上です。

教育長

ほかにございませんか。なければ、私の方から申し上げます。

正月明けにいろいろスポーツの番組もありましたが、箱根駅伝で明治大学の8区を走った加藤大誠選手というのは、重富中学校出身です。重富中から鹿児島実業に行って明治大学。8区で一人抜いて9位になったんですけど、結局、来年のシード権を逃したということです。

それから高校サッカーの神村学園の笠置選手というのは、山田小学校教頭の息子です。神村学園は、Jリーグのセレッソ大阪とかに優秀な選手を輩出しておりますが、本人はそちらの方には行ってないですね。おそらく指導者の方向でいくのだと思います。

それから今、委員からありました、二十歳の式典に皆様ご出席いただきましてありがとうございました。落ち着いた雰囲気の中で行われました。例年、奇抜な恰好などの出席者がいたのですが、全くそういった姿は見られなかったですね。本当に真の大人になっているなという感じがしました。

それから今日はちょうど始業式です。去年の12月24日から17日間の非常に長い冬休みでありました。長い休み明けには安否確認というのを必ずするのですが、不登校の生徒も含めて全て所在確認できています。

それからこの間のコロナの感染状況は昨日まとめて報告がありました。17日間に小中学生で107人感染者がいます。小学校が76人、中学校が31人です。ほかに教職員が6人、幼稚園児が7人ということで、合計120人感染しております。

鹿児島県の感染状況は4千人、5千人と非常に多いでしたので、その中では、ゆっくりと抑えられているという気がします。気が緩んだ部分で感染が広がっていくと思いますので、これからも引き締めてしっかりと食い止めていきたいというふうに思っています。以上でございます。

それでは、次に日程第3、報告1号「令和4年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) 資料の1ページをお開きください。

「令和4年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」について、ご説明いたします。

本来ならば、議案として取り扱うべき案件ではありますが、やむを得ない事情に相当するものとして、教育長をもって臨時代理したところでございます。本件につきましては、12月12日の第12回定例会の時点では、不確定な案件でありましたが、急遽、市長部局等の補正予算の議案と併せて、12月市議会の最終本会議に上程することになりまして、12月16日付けで市議会の議決を得たところであります。

それでは、2ページをお開きください。始良市全体の歳入歳出の総括表です。今回の補正予算額は市全体で2億7,661万7千円、補正後の予算額が376億2,681万4千円となります。

次に4ページをお開きください。表の左端の下から2番目の(款)10教育費につきましては、補正予算額613万5千円、補正後の予算額が24億3,692万1千円となります。

それでは、人件費を除く各課の補正予算の内容について、8ページから、学校教育課、保健体育課の順で説明いたします。

(学校教育課長) 学校教育課の説明をいたします。

歳出の補正予算ですが、資料8ページ、下段の学校教育活動継続支援事業でございまして、これは新型コロナウイルス感染症対策として、子どもたちの学習保障に要する費用を支援するもので、406,000円を計上しております。希望のあった4小学校へ消耗品費と備品購入費を配当いたします。なお、この事業は、保健体育課の新型コロナウイルス感染症対策事業と併せまして、資料6ページの国の補正予算「学校保健特別対策事業費補助金」を活用いたします。補助率は50%です。以上で学校教育課の説明を終わります。

(保健体育課長) 保健体育課の説明をいたします。

資料の10ページをご覧ください。(款)10教育費(項)6保健体育費(目)学校保健費の補正額372万4千円について説明します。右の説明欄をご覧ください。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業として需用費の消耗品費232万7千円と備品購入費として各学校用備品139万7千円を追加計上したものになります。

これは、国庫補助金である学校保健特別対策事業費補助金の上限額が引き上げられたことに伴いまして、各学校から追加購入の要望に応じて消毒液やハンドソープなどの消耗品費と教室の換気対策のための空気清浄機や保健室のソファベッドなどの備品購入費を計上したものでございます。

歳入につきましては、先ほど学校教育課長が説明しましたので、ここでは省

略させていただきます。以上で説明を終わります。

教育長 事務局からの説明が終わりましたので、これからご質疑を行います。
何かご質疑がございますでしょうか。

委員 学校教育課へお尋ねします。今の説明では希望があった4小学校ということ
でしたけれども、他の学校から希望がなかったというのは、これまでで消耗
品とか充実しているからでしょうか。

事務局 (学校教育課長) 学習支援の方で希望があったところが4小学校ということ
で、保健体育関係では、他の学校からも要望があったところもございます。
学習支援につきましては、以前からの補助でだいぶ充実したものがございま
すので、そういったことが理由かなと考えております。

教育長 ほかにございませんか。それではこの件については異議なしと認めます。
お諮りします。報告第1号「令和4年度始良市一般会計補正予算(第12号)
(教育費)に関する件」は、事務局からの報告のとおりご了承いただけます
でしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第1号については承認されました。
次に日程第4、議案第1号「始良市学校給食費等に関する条例の制定に関す
る件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長) 議案第1号「始良市学校給食費等に関する条例の制定に
関する件」について説明いたします。
資料は11ページをご覧ください。まず、本条例の提案理由といたしまして
は、令和元年7月に文部科学省から学校給食費の公会計化の取組を推進する
よう期限を付さない形でガイドラインと共に示されました。
そこで、本年度から制度導入に向けて検討を行った結果、教員の業務負担軽
減や保護者の利便性に加え、徴収・管理業務を一元化することの事務の効率
化や安定的な学校給食の提供など、多くの効果が見込まれることから、令和
6年4月から学校給食費の公会計化を行うために本条例を制定するもので
ございます。
次に条例案について説明いたします。資料の12ページをご覧ください。
第1条では、趣旨として学校給食法に基づく学校給食費の管理と市立幼稚園
の幼稚園給食費の管理について定めております。

第2条では、本条例における用語の意義として、学校給食、学校給食費、学校給食費負担者、幼稚園給食、幼稚園給食費を定めています。

第3条では、学校給食費の徴収、第4条では学校給食費の納付、第5条では督促、第6条では減免についてそれぞれ定めております。

資料の13ページをご覧ください。第7条では、市立幼稚園における幼稚園給食費について、学校給食費の規定を準用する、いわゆる同じように適用することを定めております。

第8条では、規則への委任について定めております。

附則につきましては、施行期日として令和6年4月1日から施行するよう定め、準備行為については、条例を施行するために必要な準備行為ができるよう公布の日から施行するよう定めております。

14ページをご覧ください。条例の内容につきましては、参考資料として逐条解説をつけておりますのでポイントを絞り補足説明いたします。

まず、第1条の趣旨では学校給食と幼稚園給食を分けて記載しておりますが、小中学校は学校給食法の規定に基づき給食が実施されており、幼稚園については法に基づくものではなく、市独自で実施していることから分けて記載したものでございます。

次に第2条の定義については、それぞれの用語の意義について、根拠となる学校給食法の条文を使い明らかにしています。なお、幼稚園につきましては法の規定がないため、学校給食に準じて実施するものとして定義しております。

資料の16ページをご覧ください。次に第3条の学校給食費の徴収について説明します。一番下の条文を読み上げます。

第1項では、「市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。」

第2項では、「学校給食費の額は、規則で定める。」としております。

17ページの解説をご覧ください。上から2行目になります。学校給食費の額については、規則で1食単価・月額を小学校、中学校及び幼稚園についてそれぞれ定めます。

現在の給食費は、学校、給食センターごとに異なっており、1食当たりの単価が小学校で20円、中学校で15円の差が生じております。事務の効率化を考慮すると公会計化に併せ統一したいところではありますが、急激な給食費の増額になる恐れがございますので、保護者の負担や最近の物価高騰の影響などを考慮し、単価設定については今後慎重に検討してまいります。

次に第4条の学校給食費の納付について説明します。第4条を読み上げます。

「第4条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（次条において「納付期限」という。）までに納付しなければならない。」

解説をご覧ください。納付期限（振替日）は、5月から3月まで毎月末日、ただし、12月のみ25日とします。支払方法は、口座振替・納付書払・児童

手当控除を想定しております。

なお、現在は学校により異なり、年 10 回又は 11 回の納付となっておりますので、納付については公会計化の際に年 11 回に統一したいと考えております。

資料の 18 ページをご覧ください。次に第 5 条の督促について説明いたします。第 5 条を読み上げます。

「第 5 条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。」

解説をご覧ください。地方自治法第 240 条第 2 項と地方自治法施行令第 171 条に督促について規定がございますので、本条例において期限を定めて督促することを規定するものであります。

次に第 6 条の学校給食費の減免について説明します。第 6 条を読み上げます。

「第 6 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。」

解説をご覧ください。減免についても別に規則で定めることとしておりますが、減免ができる場合のケースとしましては、「天災その他これに類する災害を受け、学校給食費を納入することが困難と認めるとき。」などを想定しておりまして、地震や水害などの天災のほか、火災などのケースも減免対象として考えております。

次に第 7 条の市立幼稚園における幼稚園給食費について説明します。第 3 条から第 6 条までの規定は学校給食費の内容になっていることから、市立幼稚園の幼稚園給食費について学校給食費と同じように適用できるように準用規定を追加したものでございます。

資料の 19 ページをご覧ください。第 8 条の委任については、説明を省略いたします。

次に附則について説明します。附則において施行期日を令和 6 年 4 月 1 日から施行としております。これは、準備行為として学校や保護者、納入業者など関係者への周知期間、システム導入などを考慮し約 1 年前に条例を制定するもので、2 項で準備行為を条例施行前において行うことができるように附則で定めております。以上で条例についての説明を終わります。

教育長

ただいま学校給食費の公会計化について、条例の逐条解説までしてもらいました。何かご質疑がございますでしょうか。

委員

学校給食費の条例について逐条解説までしていただいて、本当に分かり易くて、ありがたかったです。質問ですが、給食費は保護者が負担するというふうになっているんですが、自治体によっては、自治体が全部給食費を出しているところもございますが、自治体が出すということは法的には問題ないも

のでしょうか。

事務局 (保健体育課長)お答えします。政策的に市や特に小さな町村で人口増対策のために実施している自治体がございます。鹿児島県内でもあるんですが、法には抵触しない形で、どこの市町村も実施していると考えられます。以上でございます。

委員 ありがとうございます。

教育長 学校給食に係る人件費や施設設備については市が負担する。保護者負担部分は、いわゆる食材費です。学校給食法に基づいて学校給食を実施しているわけですが、食べる材料費だけは保護者に負担してもらうというのが今の学校給食費です。

今課長から話がありましたが、いわゆる人口流入の呼び水政策として無償化を実施している市町村が県内でもいくつかあります。

ただ大きな町は、非常に莫大な金額になります。始良市で物価高騰以前でも1年間で3億3,000万円ぐらいであります。今は物価高騰していますから、おそらく4億円近くいっていると思います。そうしますと毎年ですから4、5年したら、学校が一校できるくらいの金額です。給食費の無償化というのは、全部何にも残らない。だからそこに政策費をもっていくのは難しいということなんです。

西之表市は、馬毛島で米軍が離発着するというところで、今年度が7億7,500万円の交付金、来年度は20億円です。西之表市の給食費の無償化でほしい6,000万円位ですから、交付金があればそういうこともできると思いますが、本市では難しい状況ですね。

委員 給食費の納付というのは、現状は各学校で徴収したりする方式ですよね。それを統一化して、ここに書いてありますけれども、口座振替か納付書払いするというのを一年かけて準備をしますということによろしいんですか。

事務局 (保健体育課長)現在の納付方式につきましては、基本、銀行を通した口座引き落としをしております。ただ山間部の北山小学校とか、山田については、近くに銀行がないということで郵便局を利用した引き落としをしているところもございます。

公会計化は、当然引き落としを中心に実施していきます。ここにあったようにインターネットを利用した納付方法なども検討しているところではあります。一年間かけるという理由としましては、保護者にもう1回銀行振替の手続きをしていただかなくてはならないので、できれば二学期ぐらいから、

各学校を通じてそういった書類を保護者に記入していただいて、回収して、その情報をまたシステムに入力していくような手続きが必要でございます。できれば4月のPTA総会で保護者に事前に説明をした後に手続きを踏んでいきたいということもありまして一年前の条例制定という形をとらせていただいたところでございます。

委員 納付書払いというのはあるのですよね。

事務局 (保健体育課長) はい、ございます。

委員 そういった場合にコンビニとかそういったところでも利用できるんですか。

事務局 (保健体育課長) おっしゃられる通り、納付書払いも含めて、コンビニ払いも出来るように、保護者の利便性を今よりも向上させる形で検討しているところです。

教育長 ほかにございませんか。

委員 こちらの条例案に関しては、参考資料があったのでしょうか。それから支払い方法は、保護者が選べるようにするのですか。それと滞納した時の督促ですけれども、この資料に児童手当から控除するというふうありますが、例えば滞納が何か月続いた時とか想定されてらっしゃるのですか。

事務局 (保健体育課長) 霧島市さんが今年の4月から公会計化を導入するというところで、昨年の6月に条例を制定しておりましたので、そちら参考にしました。それと都城市さん辺りも既に導入されておりますので、そちらの条例等を参考にしながら検討したところでございます。
支払い方法につきましては、まず給食費の申し込みをしていただきますので、その中で口座振替・納付書払などの支払い方法を選択していただけるようにするつもりでございます。
児童手当からの引き落としについては、強制的に実施するものではなくて、あくまでも保護者の同意に基づいて引き落とす形になります。
滞納につきましては、期限を定めてということになるのですが、納付がなかった日から20日程度経ったら督促をして払っていただくように通知を出す形を、今のところ考えております。手続きについては検討しているところでございます。

教育長 ほかにございませんか。

- 委員 13 ページの第8条「この条例を定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める」とありますが、再度、条例と規則の違いを教えてください。
- 事務局 (保健体育課長) 条例につきましては、議会において議決しなければ制定することはできません。規則については、決裁によって制定できるのですが、当然教育委員会には諮らせていただきます。規則で定めるものとしましては、月々の学校給食の月額、単価、納付期日、督促の仕方などを、市町村との規則を参考にしながら定めていく予定でございます。以上でございます。
- 委員 わかりました。ありがとうございます。
- 教育長 この条例は3月の議会にかけなければなりません。その後、規則については、教育委員会の中でご審議いただくこととなります。
- 委員 学校給食の公会計化になりますと、条例案にありますように、給食費の徴収は市長が行うというふうになっておりますが、実際、市長部局で行うのですか。それとも委託があって教育委員会が行うというのもあり得るのでしょうか。
- 事務局 (保健体育課長) 徴収は学校給食係の方で行うこととなります。委託するということは今のところ考えておりません、あくまでも教育委員会の学校給食係で徴収をしていく。そこに対する人員とかは、今後、市長部局総務課とも相談していきながら配置をお願いしていきたいと考えているところです。以上です。
- 教育長 基本、税の徴収と同じような形になっていきます。ただ公会計化になることが、給食が無料になるという勘違いをする人があるかと思いますが、その辺は周到に説明をして進めて行きたいと思えます。
- 収納率については、始良市が合併当初 99.5%ぐらいだったのですが、今 99.8%ぐらいです。ここ 10 年ぐらいの間に滞納率は低くなってきているということです。ほかにございませぬか。
- なければ、ただ今の件についてご異議ございませぬでしょうか。
- なければ異議なしと認めます。お諮りします。議案第1号は事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませぬでしょうか。
- 全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第1号「始良市学校給食費等に関する条例の制定に関する件」については可決されました。

教育長 次に日程第5、事務連絡に入ります。委員の皆様から何かございますか。なければ事務局から事務連絡ありますか。なければ最後に行事予定に入っていきたいと思います。

事務局 (各課より順次説明)

教育長 今各課から説明がありましたが、委員の皆様方からご質問ございませんでしょうか。ないようですので、それでは、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和5年第1回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。